

小岩第四中学校のきまり

(令和4年4月1日～)

0. 原則

清潔で落ち着いた、学校という場に適した身なりをする。

1. 服装 ※Ⅰ型・Ⅱ型から選択する。

(1) 冬服 (10月～5月)

【Ⅰ型】上下とも黒の標準学生服、中は白のワイシャツおよび防寒のセーターとする。「校章、学年学級バッジ」をつける。

【Ⅱ型】上下とも学校指定デザインのセーラー服とし、指定のネクタイをつけ、「学年学級バッジ」をつける。

(2) 夏服 (6月～9月)

【Ⅰ型】上は白のワイシャツ(長袖・半袖可、胸に校章プリント)。下は黒の学生ズボン。

【Ⅱ型】学校指定デザインの、上は白のセーラー服、下は紺のスカートとする。指定のネクタイをつけ、「学年学級バッジ」をつける。

(3) 防寒着 (年間)

- ・セーターは、濃紺か黒のスクールセーターを基本とする。
- ・コートは、スクールコート(Pコート、ダッフルコート等)とする。また、部活動指定のウインドブレーカーまたはそれに準じる防寒着の着用を認める。
- ・タイツの着用可。手袋、マフラー等の着用可。(コート、ウインドブレーカー、手袋、マフラー等の校舎内での着用は認めない。)

2. 靴

【外履】体育の授業と兼用できるようなスポーツシューズ(スニーカー)。または、黒の通学靴(ローファータイプ)とする。通学靴の場合は別途体育用のシューズを持参する。

【上履】学校指定の体育館履き兼用シューズとする。学年による色別の物を使用する。

3. 頭髪等

清潔で落ち着いた髪型とする。奇抜、極端な髪型、中学生としてふさわしくないと学校が判断する髪型等は認められない。

4. 通学カバン

基本的に自由とする。

- ・両肩にかけられるリュックタイプのもので、大きすぎないものを推奨。

5. 不要物

学校での生活に不必要なものは持ち込みを禁止する。

6. 通学

- ・登下校時は、制服または指定日におけるジャージ(体育着)を着用すること。
- ・再登校および休業日における登校時は、制服またはジャージ(体育着)および部活着を着用すること。私服不可。・自転車通学は禁止。